

こどもまんなか

こども家庭庁

令和5年7月14日

こども家庭庁

7月17日からの1週間は「子どもの事故防止週間」です

こども家庭庁では、関係省庁と連携し、予防の観点にたって「子どもを事故から守る」ことに取り組んでいます。

毎年実施している「子どもの事故防止週間」。令和5年度は「子どもの取り残し、置き去りによる事故の防止」をテーマに、7月17日(月)から7月23日(日)までの1週間、事故を防ぐポイント等について、ポスターやSNSなどを通じて、広報啓発を図っていきます。

記

1. 期間：令和5年7月17日（月）から7月23日（日）までの1週間。

2. 実施主体：子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議

（こども家庭庁、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、海上保安庁）

3. 令和5年度子どもの事故防止週間のテーマ：

「子どもの取り残し、置き去りによる事故の防止」

子どもは、体温調整機能が未熟なため、体に熱がこもり体温が上昇しやすい傾向があります。特に車内の温度が高まる暑い時期は、短時間でも熱中症になる可能性が高まりますので、車内に乗せたまま、その場を離れることは大変危険です。

昨今、車内に置き去りにされた子どもが熱中症で亡くなるという痛ましい事件が発生しており、政府では、送迎バス運行施設における子どもの出欠状況に係る保護者への確認や施設職員間での情報共有等の安全管理の徹底に係る通知を発する等の対応を関係府省庁の連携により進めています。

しかしながら、その後においても、自家用車内、送迎バス、その他活動の場等における子どもの取り残し、置き去りによる事案が複数報告等されています。

令和4年度には、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議を立ち上げ、有識者や先進自治体からのヒアリングを経て、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「子どものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめ、安全装置の装備の義務付け、安全管理マニュアルの作成、子どもの安心・安全対策支援パッケージの導入等の対策に取り組んできたところです。

子どもを、車内等への置き去りの被害から守るため、継続的に子どもを取り巻く関係者等の意識向上等を促していくとともに、送迎バス運行施設においては、

上記の対策を行うことが必要です。

子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議では、令和5年度の「子どもの事故防止週間」において、「子どもの取り残し、置き去りによる事故の防止」をテーマに、車内等への置き去りから子どもの身を守るための留意点等について、保護者や送迎バスを運行する施設等の意識向上を促すことを中心に、広報啓発を行ふこととしました。

また、当会議では当該事案に関しても「子どもの事故防止週間」に限らず、今後も引き続き、必要に応じてSNS等を通じて広報啓発を行ってまいります。

4. 関係資料等

(1) 子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議関係

- ・令和5年度「子どもの事故防止週間」ポスター
- ・子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック

(2) 送迎用バス関係

- ・バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「子どものバス送迎・安全徹底プラン」について（令和4年10月12日 事務連絡）
- ・子どものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～（令和4年10月12日 内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・警察庁）
- ・子どものバス送迎・安全徹底マニュアル（令和4年10月12日 内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- ・送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）
- ・送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて（子ども家庭庁）
- ・教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集（令和4年度 内閣府）
- ・送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果について（令和5年6月27日 こども家庭庁）

(3) 子どもの身を守るための啓発関係

- ・子ども安全メール from 消費者庁（消費者庁）

【連絡先】

子ども家庭庁成育局安全対策課

佐藤、新妻

電話：03-6858-0184

E-mail : anzentaisaku.jikoboushi@cfa.go.jp